

1. 件 名 : 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」における軽易な変更の取り扱いについて
2. 日 時 : 令和4年4月19日 16:00~16:15
3. 場 所 : 原子力規制庁3階 室内会議卓
4. 出席者 (テレビ会議システムによる出席)
原子力規制庁 緊急事案対策室
川崎企画調整官、平野室長補佐、和田専門職
原子燃料工業株式会社 東海事業所
安全防護担当部長他1名
原子燃料工業株式会社 熊取事業所
業務管理部総務グループ長他1名
核物質管理センター
東海保障措置センター技術参事他2名
東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所 所長他2名
5. 要 旨
原子力規制庁から、原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について (平成29年9月) (以下「確認に係る視点等」という。) における軽易な変更の取り扱いについて以下伝えた。
 - ・原子力事業者防災業務計画にあらかじめ変更前後が規定されたERSSパラメータの運用開始やその他施設の運用開始については、確認に係る視点等における3. に基づく連絡文書の提出を行い、原子力事業者防災業務計画と運用を一致させることが望ましい。
 - ・連絡文書については、運用開始後に速やかに提出することが望ましい。原子力事業者から上記について特に意見等はなかった。
6. その他
なし